

8

第8期かつらぎ町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画概要版

計画の基本的な考え方

●計画策定の背景(計画策定の趣旨)

本計画は、老人福祉法第20条の8の規程に定める老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に定める介護保険事業計画とを合わせた「かつらぎ町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」として一体的に作成するものです。また、本計画は「第4次かつらぎ町長期総合計画」の基本理念に基づく分野別計画に位置付けられるとともに、本町における高齢者の基本的な考え方及び施策を示すもので令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間の計画となっています。

基本理念と基本目標

基本理念

ともに助け合い
安心して暮らせる
まちづくり



基本目標

1

介護基盤の整備と地域包括ケアシステムの推進

介護を必要とする人が、必要なサービスを受けられる環境整備に取り組みます。また、介護のみならず、医療や福祉サービスも含めた様々な生活支援サービスの提供のほか、地域での見守り活動や支えあい活動など地域住民による活動を支援し、包括的・継続的な地域包括ケア体制の構築を進めます。

基本目標

2

健康づくりと介護予防の推進

「いつまでも元気で自分のことは自分でできる」を実現するため、健康管理と健康づくり、介護予防事業に取り組みます。

基本目標

3

おだやかな生涯がおくれる支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目標として、地域包括支援センターや関連機関と一体となって問題解決に取り組みます。

基本目標

4

高齢者の生きがいづくり支援と社会参加の推進

豊かな経験や知恵、技などをもった高齢者が積極的に社会参加できるよう高齢者雇用、就労支援、ボランティア活動を推進し、高齢者が活躍できる場の創出に取り組みます。

基本目標

5

計画の適正な推進と保険者機能強化の取り組み

本計画における進捗については、PDCAサイクルに基づく検証を実施するとともに、事業推進のため機能強化に取り組みます。



かつらぎ町が展開する施策

基本目標① 介護基盤の整備と地域包括ケアシステムの推進

◆介護サービスの充実

居宅介護サービスや施設サービスなどの介護保険サービスに関する情報提供については、介護保険の利用ガイドの全戸配布や、本人のニーズを丁寧に聞き取るなどして情報発信やサービス提供に努めています。

【展開する施策】

- ・介護保険サービス等に関する情報提供
- ・地域密着型サービスの充実
- ・居宅介護サービスの充実
- ・施設サービスの充実

◆地域包括ケア体制の構築

【展開する施策】

- ・地域見守りネットワーク体制の整備
- ・医療との連携・連携推進事業の取り組み
- ・関係機関との連携
- ・福祉意識の啓発

基本目標② 健康づくりと介護予防の推進

◆健康づくりの推進

町内各種団体等との連携を強化し、主体的な健康づくりと、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進します。

【展開する施策】

- ・健康づくりに向けた取り組み

◆介護予防事業の推進

心身機能改善を目的とした機能回復訓練に偏ることなく、介護予防事業参加後の活動的な状態の維持や社会参加の視点を踏まえ、介護予防事業の推進に取り組みます。

【展開する施策】

- ・介護予防把握事業
- ・一般介護予防事業

基本目標③ おだやかな生涯がおくれる支援の充実

◆介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を可能とすることを旨とするものです。

【展開する施策】

- ・日常生活への支援
- ・介護・介助者への支援

介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第8期事業計画概要版

◆生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業では、協議体の設置及び生活支援コーディネーターを配置し、双方が補完し合いながら、地域ごとのニーズ把握、現状の資源の把握と新たな資源の開発、関係者のネットワークづくりを行い、住民の生活が少しでも豊かになるような体制づくりを推進します。

【展開する施策】

- ・生活支援体制整備事業

◆認知症への支援体制の強化

認知症の正しい知識の普及・啓発を行うとともに、認知症患者を抱える家庭に対する相談体制等の充実に努めます。

【展開する施策】

- ・認知症予防対策の推進
- ・認知症高齢者の支援体制の充実

◆権利擁護への取組の推進

何人であっても、人権は尊重されるべきものです。ましてや、高齢であることや、自己で判断することが難しいといった理由で個人の権利が脅かされることはあってはならないことです。高齢者の人権を尊重し、虐待の防止、自立支援の推進に努めます。

【展開する施策】

- ・高齢者虐待防止対策の推進
- ・権利擁護に関する支援の充実

基本目標④ 高齢者の生きがいづくり支援と社会参加の推進

◆高齢者の社会参加の推進

各種ボランティア団体やNPO等との連携を深め、老人クラブや様々な自主的な組織の活動の立ち上げと発展に各種の支援を行い、高齢者が社会的役割や社会参加の機会を得るだけでなく、健康で生きがいを持ち、真に長寿を喜び合える社会づくりに努めていきます。

【展開する施策】

- ・シルバー人材センターへの支援
- ・老人クラブへの支援
- ・就労に関する機関等との連携
- ・交流機会の充実
- ・農業における高齢者施策の推進
- ・ボランティア活動の推進

◆生涯学習・生きがい活動

仕事の間、ボランティア活動、地域活動などで、意欲的な高齢者のこれまでの経験などを活かせる場づくりや生涯学習・生きがい活動の推進を行うことにより、うつや転倒、認知症リスクの低減を図り、健康寿命の延伸につなげます。

【展開する施策】

- ・学習機会の充実
- ・高齢者サロン事業の充実
- ・文化・芸術活動の推進



◆高齢者のスポーツの推進

いくつになっても体を動かし、汗を流すことは、生活を豊かにするためにも必要なことです。年齢に応じた運動の場の提供や、情報の発信、啓発に努めます。

【展開する施策】

- ・高齢者スポーツに関する情報提供の充実
- ・生涯を通じたスポーツ活動の促進

◆安心して暮らせる生活環境の充実

災害時に自力で避難が困難な方の対応の検討や、日常生活における高齢者に優しいまちづくりの推進に努めます。

【展開する施策】

- ・防災対策の充実
- ・防犯対策の充実
- ・交通安全対策の推進
- ・住宅環境の整備
- ・道路・歩道・施設等の整備
- ・感染症に対する対応
- ・交通機関の確保

基本目標⑤ 計画の適正な推進と保険者機能強化の取り組み

◆介護保険事業の適正な運営

介護や支援を必要とする人がいつでも安心して介護サービスを円滑に利用できるよう、地域ケア会議を開催し、サービス提供に係る事務の取扱いや保険者判断が必要なサービスについて事業者に情報提供を行っています。介護保険給付適正化については、ケアプランチェック等を行い、保険給付の適正化に努めています。

【展開する施策】

- ・介護関係機関との連携とその支援
- ・ケアプランの点検
- ・相談体制の充実
- ・住宅改修の点検
- ・苦情処理体制の充実
- ・縦覧点検・医療情報との突合
- ・介護給付適正化事業の活用
- ・介護給付費通知の送付
- ・要介護認定の適正化

計画の推進体制

●連携体制の強化

高齢者対策の協議や地域ケア会議などにおいて、庁内関連部局と連携し、各種施策・事業を推進するとともに、住民、団体や関連機関、事業者、地域が相互に連携を図りながら役割分担のもと、取り組みを進めていきます。

●情報提供と相談窓口の充実

介護保険やサービス等に関する情報の広報に努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。

●計画の評価・検討

高齢者福祉施策及び介護保険事業などの担当課による連絡会議を開催、進捗状況の点検や課題の分析評価を行い、計画全体の進行管理を図ります。